

上野原市空き家バンクリフォーム補助事業

【事業期間】

○平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までです。

【対象物件】

- ①『上野原市空き家バンク制度』に登録されている物件
- ②『上野原市空き家バンク制度』に登録されたことのある物件で、現在は賃貸借されている物件(売買により所有権移転された物件を除く)

【補助要件】

- ①『上野原市空き家バンク制度』に引き続き 3 年間以上継続して登録すること
- ②賃貸借されている物件は、今後 3 年間以上継続して賃貸借または空き家バンクに登録すること
- ③所有者または所有者と借用者の両者が市税等を滞納していないこと
- ④同補助を受けたことがない物件であること

【対象リフォーム】

○改修工事や残置物処分等に要する経費で、関係法令(建築基準法等)に違反しないものが対象です。

【補助金額】

○経費の 1/2 の額で、上限 50 万円まで(千円未満の端数は切り捨て)です。

【申請方法】

○指定の様式に、必要書類(見積書・写真等)を添えて提出していただきます。

【備考】

- ①補助金の交付申請を行う以前に実施したリフォームは対象外となります。
- ②原則として、予算の範囲内で先着順とするものです。

【問い合わせ】

○上野原市役所 企画課 特命IJU担当 電話 62-3118